

国指針による成果目標
(長久手市第6期障がい福祉計画)

1 計画の成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 国の指針

令和5年度末における成果目標の設定を以下の通りとする。

●● 福祉施設の入所者の地域生活への移行における国の指針 ●●

項目	内容
地域移行者数	令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
施設入所者数の削減	令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

② 本市の目標設定

本市では、以下の通り目標を設定します。

●● 福祉施設の入所者の地域生活への移行における本市の目標設定 ●●

	項目	数値	内容
実績	施設入所者数 (令和元年度末)	人	令和元年度末時点の施設入所者数。
目標	地域移行者数 (令和5年度末)	人	令和元年度末時点の施設入所者数の●●%が地域生活へ移行する。
	施設入所者数の削減 (令和5年度末)	人	令和元年度末時点の施設入所者数を●●%削減する。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 国の指針

令和5年度末における成果目標の設定を以下の通りとする。

●● 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築における国の指針 ●●

項目	内容
地域での平均生活日数	精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。
精神病床の長期入院患者数	令和5年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び令和5年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を目標値として設定する。
精神病床の早期退院率	入院中の精神障害者の退院に関する目標値を掲げる。入院後3か月時点の退院率は69%以上、入院後6か月時点の退院率は86%以上、入院後1年時点の退院率は92%以上とすることを基本とする。

② 本市の目標設定

本市では、以下の通り目標を設定します。

●● 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築における本市の目標設定 ●●

	項目	数値	内容
実績	地域での平均生活日数 (令和元年度末)	日	精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均。
	精神病床の長期入院患者数(令和元年度末)		
	65歳以上	人	令和元年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数。
	65歳未満	人	令和元年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数。
	精神病床の早期退院率(令和元年度末)		
	入院後3か月時点	%	精神障害者の入院後3か月時点の退院率。
	入院後6か月時点	%	精神障害者の入院後6か月時点の退院率。
目標	地域での平均生活日数 (令和5年度末)	日	精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を●●日増加させる。
	精神病床の長期入院患者数(令和5年度末)		
	65歳以上	人	令和5年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数を●人減少させる。
	65歳未満	人	令和5年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を●人減少させる。
	精神病床の早期退院率(令和5年度末)		
	入院後3か月時点	%	精神障害者の入院後3か月時点の退院率を●●%増加させる。
	入院後6か月時点	%	精神障害者の入院後6か月時点の退院率を●●%増加させる。
入院後1年時点	%	精神障害者の入院後1年時点の退院率を●●%増加させる。	

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

① 国の指針

令和5年度末における成果目標の設定を以下の通りとする。

●● 地域生活支援拠点等が有する機能の充実における国の指針 ●●

項目	内容
地域生活支援拠点等の充実	令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

② 本市の目標設定

本市では、以下の通り目標を設定します。

●● 地域生活支援拠点等が有する機能の充実における本市の目標設定 ●●

	項目	数値	内容
実績	地域生活支援拠点等の確保 (令和元年度末)	箇所	各市町村又は各圏域における地域生活支援拠点等の確保の状況。
	地域生活支援拠点等の充実 (令和元年度末)		地域生活支援拠点等の年1回以上の運用状況の検証及び検討の状況。
目標	地域生活支援拠点等の確保 (令和5年度末)	箇所	令和5年度末までに市内又は尾張東部圏域に●箇所確保する。
	地域生活支援拠点等の充実 (令和元年度末)	実施	令和5年度末までに地域生活支援拠点等において、年1回以上運用状況の検証及び検討を実施する。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 国の指針

令和5年度末における成果目標の設定を以下の通りとする。

●● 福祉施設から一般就労への移行等における国の指針 ●●

項目	内容
一般就労への移行者数	令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上が令和5年度中に一般就労に移行することを基本とする。
就労移行支援事業	令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。
就労継続支援A型事業	令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上とすることを基本とする。
就労継続支援B型事業	令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.23倍以上とすることを基本とする。
就労定着支援事業利用者	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
就労定着支援事業の就労定着率	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

② 本市の目標設定

本市では、以下の通り目標を設定します。

●● 福祉施設から一般就労への移行等における本市の目標設定 ●●

項目	数値	内容
実績	一般就労への移行者数 (令和元年度)	人 令和元年度の一般就労への移行実績。
	就労移行支援事業 (令和元年度)	人 令和元年度の一般就労への移行実績。
	就労継続支援A型事業 (令和元年度)	人 令和元年度の一般就労への移行実績。
	就労継続支援B型事業 (令和元年度)	人 令和元年度の一般就労への移行実績。
	就労定着支援事業利用者 (令和元年度)	% 令和元年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用した者の割合。
	就労定着支援事業の就労定着率 (令和元年度)	% 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合。

	項目	数値	内容
目標	一般就労への移行者数 (令和5年度)	人	令和元年度の一般就労への移行実績の●●倍が一般就労に移行する。
	就労移行支援事業 (令和5年度)	人	令和元年度の一般就労への移行実績の●●倍が一般就労に移行する。
	就労継続支援A型 事業 (令和5年度)	人	令和元年度の一般就労への移行実績の●●倍が一般就労に移行する。
	就労継続支援B型 事業 (令和5年度)	人	令和元年度の一般就労への移行実績の●●倍が一般就労に移行する。
	就労定着支援事業 利用者 (令和5年度)	%	令和元年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用した者の割合を●●%増加させる。
	就労定着支援事業の 就労定着率 (令和5年度)	%	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合を●●%増加させる。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

① 国の指針

令和5年度末における成果目標の設定を以下の通りとする。

●● 相談支援体制の充実・強化等における国の指針 ●●

項目	内容
相談支援体制の充実・強化等	令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

② 本市の目標設定

本市では、以下の通り目標を設定します。

●● 相談支援体制の充実・強化等における本市の目標設定 ●●

	項目	数値	内容
実績	総合的・専門的な 相談支援の実施 (令和元年度末)		各市町村又は各圏域における総合的・専門的な相談支援の実施状況。
	地域の相談支援体制の 強化 (令和元年度末)		各市町村又は各圏域における地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保の状況。
目標	総合的・専門的な 相談支援の実施 (令和5年度末)		令和5年度末までに各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援を実施する。
	地域の相談支援体制の 強化 (令和5年度末)		令和5年度末までに各市町村又は各圏域において、地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

① 国の指針

令和5年度末における成果目標の設定を以下の通りとする。

●● 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築における国の指針 ●●

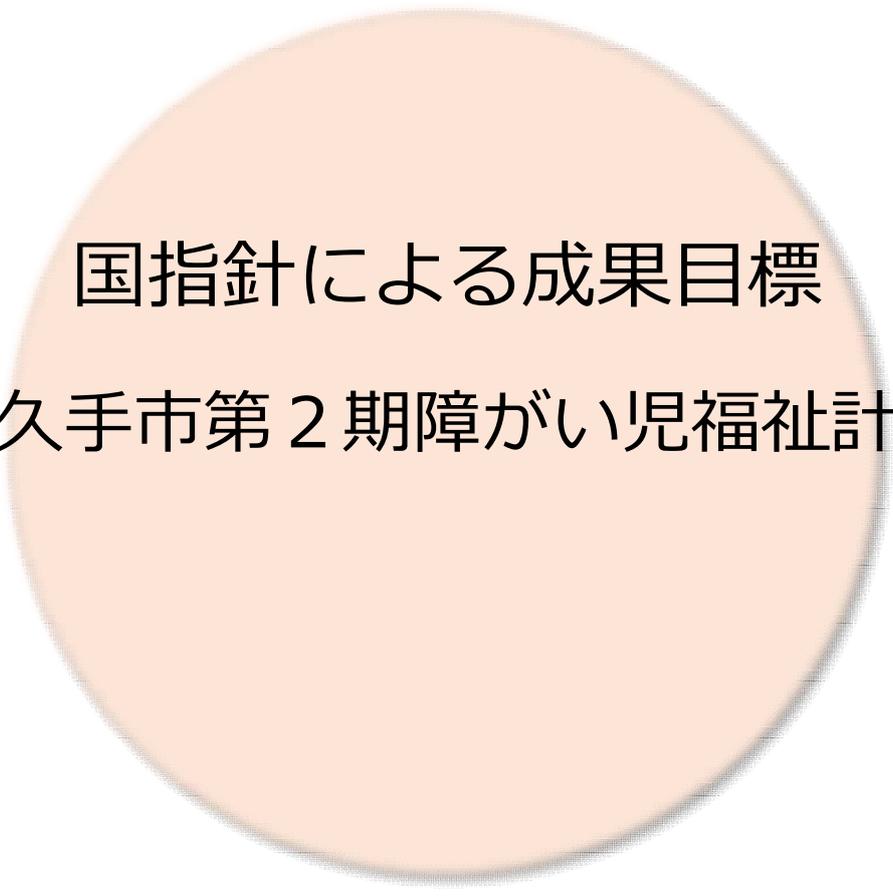
項目	内容
相談支援体制の充実・強化等	令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を確保することを基本とする。

② 本市の目標設定

本市では、以下の通り目標を設定します。

●● 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築における本市の目標設定 ●●

	項目	数値	内容
実績	障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 (令和元年度)		障害福祉サービス等に係る研修への各市町村職員の参加状況。
	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 (令和元年度)		障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有状況。
	指導監査結果の関係市町村との共有 (令和元年度)		指導監査結果の関係市町村との共有状況。
目標	障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 (令和5年度)		障害福祉サービス等に係る研修への各市町村職員の参加見込み数。
	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 (令和5年度)		障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数の見込み数。
	指導監査結果の関係市町村との共有 (令和5年度)		指導監査結果の関係市町村との共有回数の見込み数。



国指針による成果目標
(長久手市第2期障がい児福祉計画)

1 計画の成果目標

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

① 国の指針

令和5年度末における成果目標の設定を以下の通りとする。

●● 障害児支援の提供体制の整備等における国の指針 ●●

項目	内容
児童発達支援センターの設置	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
保育所等訪問支援の実施	令和5年度末までに、各市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

② 本市の目標設定

本市では、以下の通り目標を設定します。

●● 障害児支援の提供体制の整備等における本市の目標設定 ●●

	項目	数値	内容
実績	児童発達支援センターの設置 (令和元年度末)		児童発達支援センターの設置状況。
	保育所等訪問支援の実施 (令和元年度末)		保育所等訪問支援を利用できる体制の構築状況。
	児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 (令和元年度末)		児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保状況。
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 (令和元年度末)		医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置状況。
目標	児童発達支援センターの設置 (令和5年度末)		令和5年度末までに市内又は尾張東部圏域に●箇所設置する。
	保育所等訪問支援の実施 (令和5年度末)		令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
	児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 (令和5年度末)		令和5年度末までに市内又は尾張東部圏域に●を●箇所確保する。
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 (令和5年度末)		令和5年度末までに市内又は尾張東部圏域に医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置し、コーディネーターを●人配置する。